

録音から文字をおこしたものです。内容を変えないように、てにをはや言い回しなどを訂正しています。また補足説明をしている部分は（ ）で示しました。正式なものは、議事録をご覧ください。

《総務部に関連する質問》

【付託案件】

○よしまた委員

「議案第21号 職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例案について」聞きします。

サービスの宣誓というのは、公務員のみなさんが全体の奉仕者としての任用を誓う大切なものです。この条例案は、任期が定められたもののサービスの宣誓について新たな規定を加えるものですが、この条例改正により、サービスの宣誓制度はどのように変わるでしょうか。

○石坂人事課長

新たに職員となったものは、任命権者等の連名において宣誓書に署名する事によりサービスの宣誓を行う事とされておりますが、条例改正によりまして、任期を定めて任用される職員も、サービスの宣誓は任命権者が別に定めるところにより行う事ができる事となります。

○よしまた議員

任命権者によって定められるということでした。では知事部局ではどのようになるか伺います。

○人事課長

知事部局におきましては、国からの通知を踏まえまして、サービスの宣誓を行った会計年度任用職員が前年に引き続いて再度任用される場合には、サービスの宣誓を省略する事ができるなどの取り扱いを定め、各所属する部署に通知する予定としております。

○よしまた委員

会計年度任用職員の方はちょっと違うという事で理解をしました。必要な改正と理解して賛成します。

次に「議案第62号 包括外部監査契約の件について」お聞きします。本議案の趣旨をお聞きします。

○宇野行政経営管理課長

包括外部監査制度は平成9年の自治法、地方自治法改正にともない、地方公共団にその実施が義務付けられたもので、本県においても他団体と同様に平成11年度から毎年実施しているものです。

外部監査の実施にあたっては、地方自治法第252条の36第1項の規定により、都道府県は毎年度速やかに包括外部監査契約を締結しなければならないとなっており、また合わせて議会の議決を経なければならないとなっているところから、令和2年度に係る包括外部監査契約を締結するため、本議案を提案しご審議頂いているところでございます。

○よしまた委員

包括外部監査人の選任及び契約金額についての県の考え方をお聞きします。

○行政経営管理課長

包括外部監査人については、地方自治法上、弁護士・公認会計士等から選任する事ができるとされています。包括外部監査は財務事務を対象としている事から、県におきましては財務監査の実施に精通した公認会計士が適当と考えており、人選にあたっては、今回も含めまして日本公認会計士協会東北会青森県会の推薦を受けて選定しています。

本定例会に提案している、鳩健二氏につき

ましては、本県の包括外部監査人補助者を長く経験するなど、県の財務管理等に関し優れた識見を有すると認められる事から、同氏を適任者と判断したものです。

契約金額につきましては昨年度と同様約1300万円を上限額として計上しているところです。この上限額の設定に際しては、監査に要する日数や補助者の人数、他都道府県の状況等を勘案し決定しているところでございます。

○よしまた委員

包括外部監査人はテーマをもうけて監査するシステムです。テーマを決める方法および包括外部監査の効果について伺います。

○行政経営管理課長

毎年度の包括外部監査のテーマは、包括外部監査人において専門的な知識や独立した身分を背景に、自己の責任と判断により決定する事とされております。

本県における直近三年間のテーマの状況を申し上げますと、平成29年度は雇用確保のための労働力人口流出対策関連の施策及び地方の事務の執行について、平成30年度は観光振興に関する施策及び地方の事務の執行について、今年度は人口減少超高齢化時代における青森県型地域共生社会の実現に向けた施策及び事業の事務の執行についてとなっております。

次に包括外部監査の効果ですが、包括外部監査においては監査人の専門的見地から様々な指摘ご意見を頂いているところであり、県ではその内容に応じ、担当部において是正等の処置を適切に講じるとともに、措置内容等については県報に登載し公表しているところでございます。

○よしまた委員

雇用確保、人口流出との関係との雇用確保あるいは観光、そして人口減少。いずれも重要なテーマで、包括外部監査をされていると

いう事でした。

選任なども適正だという風に思います。

外部監査制度には、包括外部監査とともに個別外部監査もあります。これは条例によって導入することができますが、本県でも条例化されています。

この個別外部監査とはどのようなものか。また、本県及び他県の実施状況についてうかがいます。

○行政経営管理課長

個別外部監査とは、住民監査請求など住民・議会または首長から監査人に対する請求があった場合に、監査人による監査に変えて議会の議決等を経た上で、外部監査人による監査を受ける事ができるものであり、制度導入にあたっては法令で定める必要があります。

県では、青森県外部監査契約に基づく監査に関する条例において個別外部監査実施についても規定しているところですが、これまでの実績は無いというところでございます。

また他県における状況でございますが、平成25年度から平成28年度までの調査結果となりますが、全国の都道府県で個別外部監査の要求があった事例17件のうち、個別外部監査の実施に至ったものはなしということになってございます。

○よしまた委員

前例はないが、個別外部監査の請求があっても良いように予算はつけているという事をお聞きしました。これを確認しておきたいと思えます。

以上です。

【所管事項】

○よしまた議員

新型コロナウイルスの拡大に伴う課題について簡潔にお聞きします。

まず県職員についてですが、学校が休校に

なった事にもない、職員が休まざるをえないケースが広がっていると思います。

総務省と人事院は、有給の特別休暇を可能にする通知を出しました。県人事委員会は、どういう取り扱いを行っているのでしょうか？

○工藤人事委員会事務局長

本県では、出勤することが著しく困難である場合を休暇として、地震等の災害や交通事故等による場合に、有給の特別休暇であるいわゆる出勤困難休暇を取得できる事としています。

今回の新型コロナウイルス感染症対策にともなう、小学校・中学校・高等学校・特別支援学校等の臨時休業等により、この世話をを行う職員が世話をを行うため勤務しない事がやむを得ないと認められる場合については、国家公務員の休暇の取り扱いを踏まえ、当分の間、出勤する事が著しく困難である場合と取り扱って差し支えない旨、3月2日付で当委員会から各任命権者に対して通知したところです。

○よしまた委員

その任命権者の知事ですが、知事部局ではどのように対応しているのでしょうか。

○人事委員会事務局長

小学校等の臨時休校により、この世話をを行うため、出勤困難休暇を取得した知事部局の職員は、令和2年3月2日から同月18日までは常勤職員が述べ270名、非常勤職員が述べ43名となっております。

○よしまた委員

日本郵政が、特別休暇ではなく有給休暇で対応すると言ったことが話題になりました。県は特別休暇で対応しているという事でしたので安心しました。

次に、私学についてですが、県内私立学校の高等学校と中学校、および幼稚園における休校・休園の状況について伺います。

○富谷総務学事課長

3月17日現在の状況でございますが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、国からの要請を受けて休業した県内私立中学校・高等学校の状況については、中学校は5校ございますがすべてが休校。高等学校は17校中休校が14校。通常通り開校が2校。自主登校が1校となっております。

また幼稚園につきましては、国から休園要請はありませんが、県内私立幼稚園の状況につきましては現時点で園児が在籍している81園中休園が16園。通常通り開園が53園。自由登園12園となっております。

○よしまた委員

ありがとうございます。

いずれも子どもたちの健康と安全を第一に考えて対応されていると思いますが、引き続きそういう対応をお願いしたいと思います。

いろいろ不安がある訳ですが、その一つに「いつ再開できるのか」という事があります。今日、専門家会合を開いて、それを受けた文部科学大臣が再開の見通しを言うという事が報じられていますが、ちょっと今日の動きどうなるかわかりません。いずれにしても県もよく現場の声を聞いて、相談に乗ってあげてほしいと思いますので、一言言っておきます。

次に行きます。

昨年12月に、公社等経営評価の結果が公表されています。

まずこの制度の概要についてうかがいます。

○行政経営管理課長

県では公社等の一層の効率化・健全化が図られよう、その設立目的や役割等を点検し、県の関与の在り方の見直しや経営改革を進めるため、青森県の設立に係るの（聞き取れない）設立、運営に関する基本指針に基づき、また行財政改革の取り組みとして公社等に対し経営評価及びその結果に基づく指導助言を

行ってきています。

経営評価につきましては、これまで民間有識者等からなる青森県公社等経営評価委員会が公社等の経営状況の評価等を行ってまいりましたが、公社等の経営状況等に関し、県所管部局がより主体的に指導助言を行っている観点から、今年度、国の第三セクター等の経営健全化等に関する指針等を参考に、同委員会の検証や意見等を踏まえて県所管部局が評価する仕組みに見直したところです。

なお青森県公社等経営評価委員会は学識経験者企業経営者、及び会計専門官5名の委員から構成され、県所管部局が行う評案の妥当性を検証するほか、経営改善に向けた意見等を行う事により県所管部局が行う評価の客観性の確保を図っています。

○よしまた委員

つまり去年までと今年とは少し違って、今の答弁の言葉を使うと、より主体性を発揮するという形にしたという趣旨ですから、より（いっそう）、この評価の結果を生かす責任も出てくるという風に思います。

今年度の公社等経営評価の結果について概要で良いので教えてください。

○行政経営管理課長

令和元年度公社等経営評価については昨年12月に公表したところであり、経営評価の対象となった22公社等の4段階の評価基準に基づく経営評価結果は、概ね良好であるA評価は12法人、改善の余地があるB評価は6法人、改善措置が必要とされるC評価は3法人、緊急の改善が必要とされるD評価は1法人となっています。

また青森県公社等経営評価委員会からはC評価、D評価とされた法人を始めとする各公社等について、経営改善に向けた意見等も頂いております。

今後ともこうした意見や経営評価を踏まえ公社等の一層の効率化、経営健全化が推進されるよう取り組んで参りたいというように考

えてございます。

○よしまた委員

ABCDの評価があって、なかなかCとかDというのは苦勞されている。むつ湾フェリーだとか育英奨学金だとかって言うところが苦勞されているという事だと思うんですね。公益性の高い団体でもありますので、単純に赤字か黒字かで判断できない部分もあると思います。同時に、指摘されている大事な事もあるので、一つ一つ改善を図られるように要望して終わりたいと思います。

《企画政策部に関連する質問》

【付託案件】

○よしまた委員

議案第60号「市に負担させる金額の決定の件」青森駅バリアフリー設備整備事業についてお聞きします。

議案には浅虫駅の問題と青森駅の問題の2つ要素が出されています。

青森駅の方ですが、この事業の概要についてお伺いします。

○石橋青い森鉄道専門官

事業の概要についてという事ではありますが、今事業は青森市が事業主体となって進めている青森駅周辺整備推進事業において、東西の自由通行整備にともなって駅が建て替えられるのに合わせ、県が鉄道事業者として青い森鉄道に係る部分について、バリアフリー設備を整備するものです。

具体的に申しますと、青森駅の青い森鉄道部分である1番線・2番線ホーム等跨線橋を繋ぐエレベーターを一基整備いたしましてバリアフリー化を図るものであり、当初予算案に所要経費として8334万7千円を計上しております。今回、本事業の事業費について国庫補助金を活用し、その残りの2分の1を青森市に負担して頂く事について、地方財政法の規定に基づき、青森市に負担させる金額

の決定に係る議案の本議会に提案し、ご審議頂いてるところでございます。

○よしまた委員

青森市への負担が、国の補助を除く事業費の2分の1という事ですが、その理由をうかがいます。

○青い森鉄道専門官

国からの補助を除く事業費の2分の1を負担させるという理由でございますが。本事業は県が鉄道事業者として青い森鉄道線のバリアフリー化について、青森市からの要望が出されていた経緯を踏まえ、同市の青森駅自由通路整備に伴う駅の建て替えに合わせて実施するものです。一方で青い森鉄道線の中で利用者が最も多い青森駅のバリアフリー化は、青い森鉄道にとっても利用者の利便性向上するという効果が期待されるものです。このように青森駅のバリアフリー化は地元からの要望を踏まえた取り組みであるとともに、鉄道事業者としても必要な取り組みである事から、今回のバリアフリー設備整備に要する費用について青森市と協議し、補助金を除いた額について両者折半とする事で合意した事です。

なお過去に同様の例がございまして、平成20年度予算に計上した青い森線新駅設備基本調査事業の費用負担についても、青森市が事業費の2分の1を負担した例がございません。

○よしまた委員

青森駅の建て替え全体については、ちょっと意見があります。

一つは、東西を渡る歩道はすでにすぐ近くに（あすなろ橋）があって、さらに100億円もかけて新たな東西の歩道をつくる必要性があるかと。

2つ目に、この建て替えによって西側に設置された改札口が閉鎖され、東口に統合されます。これまで西口改札を使っていた人が、

東側にいったん渡ってもう一度戻る必要性が出てきます。

3つ目に、バリアフリー化そのものは必要だが、その経費のほとんどを青森市が負担し、JRからみるとわずかな出費で済む。全体の事を言うと。そう感じています。

ただしこの議案は、答弁があったように、全体からみるとエレベーター1基ですし、それもバリアフリー化のために必要だと思いますのでその点で反対する理由は無いと思っています。

浅虫駅の方ですが、11月の当委員会でのやりとりでは、勉強会をやって検討をすすめているという答弁でした。それを今度は調査と基本設計に進めるという事だと思いますので、大いにとりくんでほしいと思います。

【所管事項】

○よしまた議員

新型コロナウイルス感染症対策についてお聞きします。

青い森鉄道における対策を教えてください。

○青い森鉄道専門官

青い森鉄道における新型コロナウイルス感染症対策でございますが、青い森鉄道株式会社では鉄道に乗車する利用者と業務に従事する社員の新型コロナウイルス感染予防のため、社員のマスク着用や手洗いを徹底している他、始業点呼時等に咳や発熱等の症状を確認する等により、社員の健康状態の把握に努めるとともに、新型コロナウイルスに感染した場合の社員からの速やかな報告を徹底しております。

そして鉄道の利用者につきましては、列車内や駅窓口において社員がマスクを着用して業務を行っている事について掲示し、新型コロナウイルスへの感染予防への協力をお願いしているところでございます。

また国土交通省東北運輸局からの要請を受けまして、国が設置した新型コロナウイルス

に関する多言語コールセンターの活用、外国人旅行者に呼び掛けるポスターを各駅に掲示している他、車両の混雑を緩和する時差出勤や手洗い咳エチケット等の積極的な取り組みを呼びかける駅や構内等での放送或いは電光掲示を利用して実施しているところでございます。

県としましても、多数の人が集まる駅や列車内は新型コロナウイルスに感染リスクが高いと考えられる事から、青い森鉄道株式会社の取り組みに協力し、感染予防に努めて参ります。

○よしまた委員

先にあったように車両内の混雑、駅や列車内のリスクが高いと私も思います。そういう意味で言うと学校まで休みにして満員電車はそのままだと全体で言うところにはぐさを感じるんですけど、ただ県内では、高校が休みになれば満員電車にはならないと思うので、その心配していませんが。

乗客にも乗員にも、引き続き対応をお願いしたいと思います。

続けて三つのテーマで質問します。

一つは、長期人口ビジョン改定版（案）および第2期総合戦略（案）についてです。

今議会でのいろいろな議論がされています。聞いていて一番感じたのは、「推計」という性格を踏まえた議論が必要だという事です。

長期人口ビジョンが、「2080年以降、約72万人程度で安定する」とした前提には「3つの仮定」——①合計特殊出生率、②平均寿命、③社会増減——が置かれています。仮定であって目標ではない、ということに留意する必要があります。そうすると必要な議論の一つが、「この仮定が現実的か」ということになります。

例えば、社会減が縮小し始めるのは2020年——つまり今年ということが仮定に置かれているわけですが、それが現実的だろうかというような事はあります。また合計特殊出生率ですが、2030年に1.8、2040年に2.07になるとしています。この設定の考え方について伺います。

○田中企画調整課長

人口の将来展望推計における合計特殊出生率の仮定の考え方という事でございます。

県の長期人口ビジョン案における本県人口の将来展望は、委員にもご紹介いただきました通り、総人口の大きな影響を及ぼします合計特殊出生率と平均寿命また社会減の3つの項目についてそれぞれ仮定を設定し、それらがすべて実現した場合の推計を示しているものでございます。

この内の本県の合計特殊出生率につきましては、国の長期ビジョンにおきまして、国全体で若い世代の結婚子育ての希望が実現した場合に、合計特殊出生率が1.8程度となる。これを国のビジョンでは国民希望出生率と呼んでおりますが、これに対しまして本県では理想とする子どもの数や予定する子どもの数の平均が全国を上回っているという面があるということ、また本県の合計特殊出生率が全国平均並みに回復してきている面があるということ、また一方で前回の長期人口ビジョンの想定ほどには伸びてきてはいるものの想定ほどは伸びてはいないという面もあるということを総合的に鑑みまして、国と同じ仮定と同じ設定としているところでございます。

○よしまた委員

この問題の展望はどこにあるかと考えたときに、知事の議案説明に注目をしました。

先ほど答弁ありましたが日本全国の希望出生率は1.8と、本県ではそれを上回っているという答弁でしたが、そのデータなのかわかりませんが、知事はこう言ったんです。

子どもを持つ親を対象にした調査を引いて、理想とする子どもの数や予定する子どもの数は、いずれも近年の合計特殊出生率より高いことを指摘したうえで、「希望する方が安心して結婚・妊娠・出産・子育てができる環境をつくることにより、出生率及び出生数が向上する余地は十分にあると考える」と述べています。

この知事の話はすでに子どもがいる家庭の子どもの希望数・予定数ですから、単純に合計特殊出生率とは比較することはできないも

のだと思うんですが、しかし希望する方が希望通りになれば上回っていくよという事自体は大事な視点だと思いました。

そこでこの知事の議案説明にあった調査の根拠となったデータは何でしょうか？

○企画調整課長

調査の根拠である子どもを持つ親への調査という調査でございますが、こちらの方は所管は健康福祉部になりますが、ただいまの長期人口ビジョンの仮定を検討する上で参考にしておりますのでお答えいたしますが、平成30年に行った当該子どもを持つ親への調査では、理想とする子どもの数の平均は2.60人、予定している子どもの数は2.33人となっております。

委員ご指摘の通りこちらの調査は、子どもを持つ親のみを対象にしているというものであって、合計特殊出生率自体は本来15歳から49歳までの既婚・独身を問わず、すべての年齢層の一人の女性が一生のうちに子どもを生む数を示すものでございますので、単純に比較は難しいとは考えておりますが、希望する方が安心して結婚・妊娠・出産・子育てできる環境をつくるという事により、出生率及び出生数が向上する余地は十分あるという事でございます。

○よしまた委員

おっしゃった通り単純な比較はできないと、私も思います。ただしその数字を加工すれば何らかの比較はできると思うので、そういう事もやっていきながら、合計特殊出生率全体と希望する人達の関係は整理して頂きたいなと思うんですけど。

知事の話にあった「子どもと子育てに関する調査結果報告書」によると、理想の子ども数より予定の子ども数が少ない理由はなにかと。その最大のものは、「子どもの教育にお金がかかるから」というものです。これは実感としてもよくわかる。子育て支援を思い切って強める大切さを教えてくれていると思います。

第2期総合戦略(案)はパブリックコメントを実施中ですが、その状況について伺い

ます。

○企画調整課長

県では第2期総合戦略の策定にあたりまして広く県民の方々の意見を反映させるため、本年2月21日から本日3月19日までの間約1カ月に置きましてパブリックコメントを実施しております。

「本日迄」という事で途中でございますが、現時点で1名の方からご意見を頂いております。

県といたしましては、頂いたご意見をも踏まえまして、今月末までに戦略を策定するとしております。

○よしまた委員

今日が最終日ですから最終的にどうなるかという事はあるんですけど、さらに議会でも意見が色々出ていますので、ぜひそういったものも汲み取って頂きたいと思います。

次に予約型乗り合いタクシーの事について伺います。

9月の当委員会でもとりあげた問題ですがあらためて現状を確認するという意味で、市町村の取り組み状況について伺います。

○奈良交通政策課長

地域の実情や需要に応じて運航されます予約型乗り合いタクシーは、幅員の狭い道路でもスムーズに運行できる事や、予約制のため効率的な運航ができることから、県内市町村において導入が進められており、現在弘前市・八戸市・十和田市・むつ市及び大鰐町の5市町で本格運行されているほか、平川市・西目屋村およびつがる市で実証運行がされております。

また今年1月からは、新たに五所川原市で実証運行が始まる予定と聞いております。

○よしまた委員

大事な課題だと思っていて、12月に県が主催した「勉強会」に参加させていただきました。つがる市、佐井村、山形市、北上市の報告とファシリテーターの方の報告が大変勉強になったし、本当に意味ある取り組みだと

感じてきました。

また12月末には、高橋ちづ子衆議院議員の調査に同行し、弘前市相馬の実情を聞いてきました。

この相馬って言うのはもともと弘前からの路線バスが25便走っていたところを、その路線バスを庁舎前までとし、そこを乗継地点としてそこから先に乗り合いタクシーを31便走らせているという説明でした。住民の生活実態に即したきめ細やかな運用が可能になっているということが大変感じてきました。

相馬庁舎には温泉が併設されていて、温泉を利用するために乗り合いタクシーを使う人も少なくないと聞いてきました。

弘前は、相馬の実例を全市的に広げようとしています。弘前市における予約型乗り合いタクシーの導入状況について伺います。

○交通政策課長

弘前市では市の郊外エリアにおいて、利用者減少にともないますバス路線の非効率的な運行が課題となっていたことから、まず相馬地区において平成26年2月から予約型乗り合いタクシー2路線の実証運行を開始し、平成27年7月から両路線とも本格運行をしております。

さらに弘前市では、平成28年度地域において望ましい公共交通網の姿を描いた地域公共交通網形成計画を定め、平成30年度にはその具体的な実施計画となります地域公共交通再編実施計画を策定し、当該計画に基づいて薬師堂・岩木・浜ノ町の3地区で事業効率が低く長大なバス路線を分割再編して4路線の予約型乗り合いタクシーへ転換したほか、城東地区で赤字重複バス路線の統合と合わせて2路線の予約型乗り合いタクシーを導入しており、現在合わせて8路線の予約型乗り合いタクシーを導入しているところです。

○よしまた委員

今話を聞いても、郊外でも大変喜ばれているとか噛み合っているとともに、郊内と言っていいのか——城東なんかは街の中ですけど、そういうところでも始まっていると。

相馬では11世帯しかなくて、これまでは路線をひけなかった地区にも手が届くようになっていきます。路線空白地帯が解消されているんですね、これもすごいなと思いました。

弘前市全体で言っても、城東方面や岩木の方でも、路線空白地帯を埋める事ができたという事を聞いています。

交通手段の問題というのは医療と深く関わっています。佐井のケースを聞くと、むつの病院のために必要だという事を盛んにおっしゃっていました。路線バスが維持できなくなっているところは、高齢者が多いという傾向があると。であればなおさら、通院のために公共交通機関が大きな役割を果たしていると思います。

予約型乗り合いタクシーを広げていくためには、リーダーの養成ということが大事です。

いろいろな不安や抵抗がある場合でも“まず実物に乗ってみる”ということが突破口になっているという実践例を各地で聞いてきました。いろいろな知恵や努力が蓄積されていることを学び、広げていくことが必要だと思います。

県でも広域にどうするかという事もあるが、そういう事も含めてで良いんですが、市町村において、予約型乗り合いタクシーの導入促進に向けて県はどうするのかお伺いします。

○交通政策課長

県では、市町村による予約型乗り合いタクシーの導入を促進するため、これまで市町村職員を対象としてその導入に必要な法制度や県内外の導入事例などによる勉強会を開催してきた他、地域の実情や需要に応じて市町村が運行する予約型乗り合いタクシー等のデマンド交通のモデル導入に対する補助を行い、市町村の主体的な取り組みを促してきたところです。

こうした取り組みを進める中で、市町村からは、運行エリアや運賃などの決定方法や運行のために必要な手続きなど、より具体的かつ実践的な内容を知りたいなどの声もあります事から、来年度は新たに市町村職員を対象として、地域の実情に即した移動手段、様々

な制度を活用して導入できる人材を養成するための実践的な講座を開催し、市町村による予約型乗り合いタクシーの導入を促進していく事としております。

○よしまた委員

より実践的にやろうという事で決意が語られました。ぜひ頑張ってくださいというふうに思います。

最後のテーマは、青森県未来を変える元気事業費補助金についてです。本事業の制度概要について伺います。

○出崎地域活力振興課長

未来を変える元気事業費補助金は、市町村が自発的に取り組む地域特性を生かした地域づくりを支援するため、市町村が提案する事業に対しまして県が補助するものであり、事務を委任されている各地域県民局長が、当補助金交付要綱に基づきまして事務処理しております。

各地域県民局におきましては市町村から事業の申請を受けまして、地域を支える人材の育成や、地域の産業振興又は雇用の機会の創出等の補助目的に合致するか等につきまして審査を行い、交付決定を行っております。

事業に付きましては、市町村が主体的に実施するものであり、事業の完了後は、市町村からの実績報告に基づき実施状況の審査を行い、交付決定の内容及び条件等に沿って事業が適切に実施されていると認められる場合に交付すべき補助金額を確定しまして補助金を交付するものでございます。

○よしまた委員

これまでどういう成果をあげてきたか教えてください。

○地域活力振興課長

未来を変える元気事業費補助金につきましては、地域を支える人材の育成・地域の産業振興・雇用創出・コミュニティ活動の再生と地域力の向上・健康的に安心して暮らせる環境づくりなどを始めとする様々な事業を補助対象として掲げてございます。市町村が地域

の特色や地域資源を活用し、地域資源を活用して取り組む事業に対して幅広く支援しております。

これまで各市町村において地域の魅力を生かした観光産業の展開による誘客促進、地域資源を活用したブランド戦略の推進、地域住民が主体となった事業の企画実施による地域コミュニティの活性化などの成果を上げてきました。

県としては引き続き、市町村の自発的な地域づくりや主体的な取り組みを促進され、産業地域振興や地方創成に繋がる事を期待し、市町村の取り組みを後押ししていきたいと考えております。

○よしまた委員

市町村の自発的な取り組みを後押しするって大変大事な事だというふうに理解します。

今年度の青森市への交付決定状況について伺います。

○地域活力振興課長

青森市への交付決定状況についてお答えいたします。

交付決定を行っている東青地域県民局によりますと、令和元年度の青森市への交付決定額は合計で約2044万円となっております。

対象事業は、青森市のスポーツ資源を活用したスポーツツーリズムの推進などスポーツを通じた交流促進等による地域活性化を図るスポーツコミッション青森推進事業、浅虫地区の関係団体と青森市が連携して観光コンテンツの充実や観光客の受け入れ体制整備等を行う観光コンテンツ推進事業、青森市と函館市のツインシティ提携に伴い文化スポーツ観光等の多分野に渡る交流事業を実施する青函ツインシティ推進事業等の計5事業となっております。

○よしまた委員

2044万円の半分ほど、1000万ほどはスポーツコミッション青森推進事業なんですが、交付決定理由について伺います。

○地域活力振興課長

スポーツコミッション青森推進事業の交付決定についてお答えいたします。

東青地域県民局によりますと、青森市のスポーツコミッション青森推進事業につきましては、スポーツを通じた交流促進等による地域活性化を図る事を目的としまして、スポーツの全国大会等の開催やスポーツ合宿の誘致及び支援等を行う事業として申請があったというものであります。

東青地域県民局におきましては、交付申請書に記載された事業目的や事業の内容を確認し交付要綱に基づき審査を行った結果、地域の産業振興や市の総合戦略推進に繋がるなど補助費を交付する事が適当であると認め、青森市に対し交付決定を行ったところでございます。

○よしまた委員

青森市のスポーツコミッションの幹事である一般社団法人スポーツ・イノベーション・アライアンス東北の代表理事が賃金未払いなどを残したまま失踪し行方不明になっております。それが事業全体に影響を及ぼしていないかどうかを心配しています。

いずれにしても、事業そのものが目的に照らして遂行されるように求めておきたいと思っております。

《危機管理局に関連する質問》

【付託案件】

○よしまた委員

議案第 38 号「青森県高圧ガス保安法関係手数料の徴収等に関する条例の一部を改正する条例案」および議案第 39 号「青森県液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律関係手数料の徴収等に関する条例の一部を改正する条例案」について聞きします。

改正理由について伺います。

○貝守危機管理局司長

条例を改正する理由についてお答えします。

本定例会において、議案第 38 号及び議案第 39 号として一部改正条例案を提案している青森県高圧ガス保安法関係手数料の徴収等に関する条例及び議案第 39 号青森県液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律関係手数料の徴収等に関する条例では、それぞれ関係法令の規定により県が行う事務に係る手数料に関する事項について定めているところでございます。

この度の一部改正にともないましては、これらの条例中、高圧ガス製造保安責任者試験手数料及び高圧ガス販売主任者試験手数料並びに液化石油ガス設備士手数料において、電子情報処理組織を使用して受験願書を提出するいわゆる電子申請による場合の根拠法となっている行政手続等における情報通信技術の利用に関する法律が改正され、題名が情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律に変更されるとともに、条項の移動があった事にともない、両条例において引用する部分の整理を行うものでございます。

また議案第 38 号の改正では高圧ガス容器検査手数料において高圧ガス保安法容器保安規則が改正され、自動車の燃料装置用として圧縮水素自動車燃料装置用容器が追加される事となった事にともない、当該容器に係る容器検査等の手数料を定めるものでございます。

○よしまた委員

ザクっといって、改正理由になった法律(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律)これを名前を変えて整理したと理解しました。

法律そのものは我が党は、マイナンバーカードへの対応という事で反対しているんですが、今提案された条例案そのものは、法律が変わった事によって名称を変えるというのが中心ですので、反対する理由はないと思っております。

ただ一点、先程お話あったんですが、議案第 38 号において高圧ガス容器検査手数料に圧縮水素自動車燃料装置用容器が追加となっている。これはどういうものなのか確認させていただきます。

○築田消防保安課長

今回の条例改正により、高圧ガス容器検査の対象に追加する容器は、自動車の燃料装置用として圧縮水素を充填するための金属製の容器となっております。

従前、自動車用の圧縮水素充填容器については、法令上、繊維強化プラスチック複合容器に限定されていたところですが、当該金属製容器について製造方法や検査方法等に係る技術基準が策定された事にもない、新たに使用可能となったものです。

経済産業省によると、金属製の容器は繊維強化プラスチック複合容器と比較して重量は大きいものの、一般的に廉価であり車体の安定性を求められるフォークリフト等の産業用車両において利点を有するとされ、この容器を使用可能とする事で燃料電池自動車の普及に資する事が期待されるとの事です。

○よしまた委員

了解しました、以上です。

【所管事項】

○よしまた議員

3つのテーマでお聞きします。いずれも一般質問と関連して行います。

第一に、避難行動要支援者名簿についてです。

この間、医療的ケア児への支援体制について質問してきた訳ですが、その中でぶつかる一つに、要支援者名簿への登録が進まないという問題があります。

医療的ケア児が129人いて、そのうち要支援者名簿に登録しているのは47人で、36%だというのが一般質問での答弁でした。これは当然ですが、医療的ケア児だけの問題ではなくて、災害時の対応の問題ですから、できるだけ早く解決したいと思っています。

そこでいくつかお聞きします。

まず、避難行動要支援者名簿の概要について伺います。

○古川防災危機管理課長

避難行動要支援者名簿は、避難行動に係る配慮が必要な避難行動要支援者の避難の支援、安否の確認など、対象者の生命又は身体の災害から保護するために必要な措置を実施するための基礎とする事を目的に、市町村長が作成する名簿で、東日本大震災の教訓を踏まえ法律上作成が義務付けられたものでございます。

また名簿への掲載対象者は、高齢者、障害者および乳幼児等のうち、災害が発生した場合は災害が発生する恐れがある場合に自ら避難する事が困難なものであって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、特に支援を要するものとされています。

作成された名簿は避難行動要支援者本人からの同意を得て、平常時から消防機関や民生委員等の避難支援関係者に情報提供される事になっており、さらには避難支援等の実効性を確保するため、対象者一人一人の具体的な避難方法等についての個別計画策定等に取り組んでいく事が求められております。

○よしまた委員

要支援者名簿という事があり、その内本人達が了解したのものについて個別計画になっていくという仕組みです。

この作成状況はどうなっているのでしょうか。市町村における避難行動要支援者名簿および個別計画の作成状況について伺います。

○防災危機管理課長

県内市町村における避難行動要支援者名簿の作成状況については、令和元年6月時点で、県内40市町村のうち38市町村が作成済みとなっております。未作成の2町村は、1町が令和元年度中に作成完了予定であり、1村が作成完了に向けて鋭意作業に取り組んでいる状況にあります。

また個別計画の作成状況については、令和元年6月時点で避難行動要支援者名簿作成済みの38市町村のうち、4市町村が作成済み、12市町村が一部作成済み、22市町村が未作成となっております。

○よしまた委員

なかなか個別計画までって言うところちょっと道のりは長いという事でした。

医療的ケア児をもつ親に要支援者名簿への登録について聞くと、まず制度を知らない。この話がある。次にメリットが分からないとおっしゃっていました。そういうのがなくなつて、訪問看護が来てるからわかるだろう、という思いもあるとのことでした。

名簿作成は市町村でおこなっていますが、まだ個別計画までは中々上手く行っていない状況を鑑みて、県でも支援をする必要があると思いますが、県ではどのような支援を行っていますか。

○防災危機管理課長

避難行動要支援者名簿の作成を促進するため、県では平成30年の要配慮者避難行動要支援者に関する実務研修の開催を始め、毎年度開催している市町村消防本部危機管理担当課長会議や健康福祉部所管の市町村災害救助事務等担当職員会議において、避難行動要支援者名簿や個別計画の目的や重要性について説明するとともに、これらの作成を促しているほか、未作成の町村については個別に進捗状況を確認するなどの対応を行っております。その結果令和元年6月における名簿作成済み市町村が、平成30年6月における32市町村から38市町村に増えたところがございます。

県としては今後も機会を捉え、避難行動要支援者名簿及び個別計画の作成更新について助言を行って参ります。

○よしまた委員

(当)委員会が高知に視察に行った時に、高知県がかなりひとりひとり掌に載せて市町村と一緒にやっているという印象受けました。個別計画の事じゃなくて避難の手立てですが、ぜひ(本)県でも頑張っていたきたいなと思います。

二つ目のテーマは、オフサイトセンターについてです。

これは渋谷議員がとりあげた問題なんです、いまひとつ明確にならないままに終わっ

た印象があったので、あらためて整理をしておきたいと思います。

一番よくわからなかったのは、事故の時に、国、県、市町村、事業者という4者がその場に集まって、そのなかの責任者は誰なんですか、っていうやりとりだったと思うんです。

そもそもなんですが、原子力災害時のオフサイトセンターはどういう活動が行われる事になるでしょうか？

○安田原子力安全対策課長

原子力災害が発生した場合、オフサイトセンターには国・県・関係市町村・警察・消防・自衛隊などの防災関係機関、原子力事業者等が一同に会し、それぞれの機関において原子力災害の拡大の防止を図るための緊急事態応急対策を実施するため、情報共有という調整が行われる事になります。

事態が進展し、内閣総理大臣による原子力緊急事態宣言がなされた場合、オフサイトセンターには、国の原子力災害現地対策本部、都道府県災害対策本部及び関係市町村災害対策本部等による原子力災害合同対策協議会が組織され、原子力災害に関する情報収集及び伝達、避難や屋外退避や住民の防護措置、被災者の救難・救助緊急輸送する手段の確保、食料・衣料品・その他の物資の確保とそれぞれの機関が実施する緊急事態応急対策が円滑に行われるよう、情報共有調整等が行われる事となります。

○よしまた委員

つまり情報共有や調整という事が基本的な役割で、イメージとしては、みんなで集まって一つの意思決定をするという前提があれば、「代表者は誰なんだ」という議論になっていくと思うんですが、そもそもそういう仕事をする場所じゃない、というような事だったと思います。

そうすると、原子力災害合同対策会議が設置されるとそこが主体になるという事ですが、この協議会の責任者は誰になるのでしょうか。

○原子力安全対策課長

原子力緊急事態宣言がなされた場合には、オフサイトセンターでは、原子力災害合同対策協議会が組織され、様々な緊急事態対策に係る情報共有調整等が行われる事となりますが、当協議会においては、国の現地対策本部長を担う内閣府副大臣又は内閣府大臣政務官が主導的に運営する事となります。

なお内閣府副大臣又は内閣府大臣政務官がオフサイトセンターに到着するまでの間は、現地の原子力規制事務局長があらかじめ指名した原子力防災専門官が、全体総括を代行する事となっております。

○よしまた委員

今で大変すっきりしたと思います。

私は、原発・核燃はすぐにやめるべきだと思っていますが、それでもオフサイトセンターが不要だとは思っていません。なぜなら廃炉のプロセスの間も、事故時の対応を考える必要があるからです。

事故時や緊急時の対応を、オフサイトセンターを中心に担っていくということになるので、しっかりと体制をとって頂きたいと思います。

最後に、東通原発の安全対策についてお聞きします。一般質問で言ったものです。

(一般質問で) 聞きたかったのは、規制基準が「世界でもっとも厳しい」などという実態があるのかということなんです。

設備の面では、欧州の要求水準よりも低い水準になっていることはこれまでも県議会で繰り返し指摘されてきましたが、県はそのたびに、「性能を満たしているから大丈夫」と擁護していました。そう言うので、「それじゃあ、ほんとに性能は満たされていますか」ということを、ベントを例に聞いたのが5日の一般質問です。

特に、耐圧強化ベントというのは、フィルタもつけず、格納容器内の気体をそのまま放出する装置です。直接放出ベントともいうべきものです。女川原発2号機では、耐圧強化ベントを用いた場合、セシウム137が基準の3.6倍の360T Bq放出されうる、という報告を出している。(この点を聞いたら) 一般質問の答弁では、(耐圧強化ベントは) 炉

心溶融後は使わないといった事だった訳でした。

ところで東北電力は東通原発で、事故を想定した防災訓練を行っています。平成29年3月に行った訓練では、耐圧強化ベント系の使用が想定されています。その詳細について聞きします。

○原子力安全対策課長

東北電力株式会社によりますと、当該訓練においては、定格電気出力運転中に外部電源が喪失し、原子炉自動停止全交流電源喪失を受けて、最終的には徐熱機能が喪失し翌日にはベントが必要となる圧力に達するとの想定で、ベント回避に向けた戦略を検討する事に力点を置いた図上演習とした。この図上演習においては炉心損傷を防止するため、耐圧強化ベント系を使用する事も想定し、その実施に係る準備等も訓練内容に含めたとの事です。

○よしまた委員

ベントを使うということは、「閉じ込める」機能はあきらめたというしか考えられなんです。

規制基準の「考え方」を読むと、「閉じ込める」と言いつつ、閉じ込めることをあきらめている記述が散見されます。所定の漏洩率を超える事が無いように整備を求めているとか、先程も答弁ありましたが、炉心の著しい損傷を防止するためにうんぬんかんぬんとか。だからベントを容認されているんですね。

炉心の著しい損傷を防止するとは、格納容器を守る(という)事です。そのためにはベントは許容されています。

「閉じ込める」とは格納容器を守ることを意味する訳で、放射性物質が放出されない事を意味しません。

放射性物質が放出されることが前提になっているという事で理解して良いですね。

○原子力安全対策課長

原子力規制委員では、原子力発電所について緊急を要する異常を検知した場合に、原子炉を安全に緊急停止する事を認める。原子炉

を緊急停止した場合、原子炉内の燃料が発生する熱を除去する事、放射性物質の異常な放出を防止できる事を安全確保のために重要な基本的安全機能と捉えています。

放射性物質の異常な放出を防止するいわゆる閉じ込める設備としては、原子炉格納容器等もあり、新規制基準では原子炉格納容器の破損を防止するための対策を要求しています。

東通原子力発電所においては、原子炉格納容器の破損を防止するための設備として、耐圧強化ベント系やフィルター付き格納容器ベント等を採用しており、県としては当該設備を使用する事によって原子炉格納容器の破損を防止し閉じ込める機能を保持するものと認識しています。

○よしまた委員

そこで聞いたんですが、答弁でもありました。閉じ込めるというのは、格納容器の破損を防止するという意味だと。放射性物質を異常に放出する事を防止する。異常な放出は防止するかもしれないが、異常じゃない放出は前提とされていないという事で良いですよね。

○原子力安全対策課長

従前の規制では、重大事故を防止するために基準が定められて審査が行われていたのですが、新規制基準となって重大事故を防止するための基準が評価されるとともに、炉心損傷などの重大事故が発生した場合にも対処するための基準が新設され、フィルターベント等を設置し、それにより放射性物質の異常な放出を防止するための設備である原子力格納容器の破損防止する事により、閉じ込める機能が保持されるものと認識しております。

○よしまた委員

なので、放射性物質の異常な放出は防止すると。それは格納容器を守る事で閉じ込めるんだという説明は繰り返しされてきましたが。それは結局、放射性物質は放出するという事なんでしょう、どうなんですか。

○原子力安全対策課長

繰り返しになりますけれども、新規制基準となって炉心損傷などの重大事故が発生した場合に対処するための基準が新設されて、フィルターベント等を設置して、それによって異常な放出を防止するという事によって閉じ込める機能が保持されるものと認識しております。

○よしまた委員

いくら聞いても同じなんだという事はわかりました。

だけどベントというのはフィルターベントもそうだけど、耐圧強化ベントもあって、フィルターベントであっても漏洩率は下げる事はできるかもしれないが漏洩そのものは認められている。全体から言うとベントを通じて放出する事を通じて格納容器を守る事を閉じ込める事だという風になっている訳ですから、放射性物質の放出は前提とされている。それ以外に考えられません。

規制基準の「考え方」を読んでも、放射性物質は出すと書いてある訳ですから、それはちゃんと認めた方が良いと思います。

もう一つ、水蒸気爆発についてとりあげておきたいと思っています。これは規制基準の性能に係わる話です。

コアキャッチャーの話はよくされるんですが、コアキャッチャーというのは事故時に、熔融炉心を受け止めて格納容器から出さないような仕組みです。その設置は世界標準となっているが、日本の標準にはなっていない。それでもなお「性能が満たされているから大丈夫」というのが説明だったので、その点をお聞きします。

東通原発において、炉心が損傷する事故が発生した場合、どのような対策がとられているのでしょうか。

○原子力安全対策課長

東北電力株式会社によりますと、炉心の著しい損傷により原子炉格納容器の圧力が高まった場合には、放射性物質を閉じ込める機能を持つ原子炉格納容器破損を防止するため、可搬型の大容量送水ポンプによる原子力

格納容器内の注水等により、原子炉格納容器内の圧力及び温度を低下させるとともに、状況に応じてフィルター付き格納容器ベントにより、放射性物質の放出を抑制しながら原子炉格納容器内の圧力を逃がす事としています。また溶融した炉心が原子炉圧力容器から流出する事による原子炉格納容器下部のコンクリート浸食を防止する対策として、原子炉格納容器下部への水張を行い、溶融した炉心を冷却する事としています。

これらの設備の有効性等については、今後も新規制基準に係る適合性審査で評価されるとの事です。

○よしまた委員

最後の答弁あった部分です。格納容器の底部に水を敷いて防御するというやり方を東通原発でやっている。女川原発でもその規制基準で通りました。

そんなことをやっている国は世界でほとんどありません。

IAEA はこう言っています。「容器バリアに損傷を与える可能性のある蒸気爆発をなくすために、考えられる事故シナリオで溶融炉心が水に落ちないようにすることが好ましい方法である」。溶融炉心が水に落ちないようにすることが好ましい、というのが IAEA のレポートです。

OECD のレポートにはこう書いてある。「すべての国ではないが、ほとんどの国で、主に未解決の不確実性により、炉外蒸気爆発の考慮が未解決の問題のままである」。この OECD が言っている「炉外での蒸気爆発」というのは蒸気爆発 steam explosion ですが、これが未解決だと OECD が言っているんですが、炉底に水を敷くというのは世界に日本とスウェーデンしかありません。こういうのは真摯に受け止めないと、「世界で最も厳しい」と言いながら、世界のなかで論じれなくなってしまおうと思うんです。

水蒸気爆発というのは、水が非常に温度の高い物質と接触することにより気化されて発生する爆発現象の事だと Wikipedia に書いてました。だいたいそういう事だと思います。「温度の高い物質」である溶融炉心の爆発を

防ぐため、それが落ちてくる炉底に水を敷くというのは、どう考えても物理原則に合わないんです。そういう指摘が続いています。だからコアキャッチャーが必要だ、という事になるわけです。

お聞きしますが、炉底に水を敷くという事で水蒸気爆発は防げるのか。本当に大丈夫だと思いますか。

○原子力安全対策課長

新規制基準では、原子炉格納下部の溶融炉心の冷却するための設備という事で、発電用原子炉施設には炉心の著しい損傷が発生した場合によって、原子力格納容器の破損を防止するため、溶融し原子炉格納容器の下部に落下した炉心を冷却するために必要な設備を設けないと定めています。

それに対応して東北電力株式会社によりますと、溶融した炉心は原子炉格納容器下部に注入した水で受け止め冷却する事としており、それによって水蒸気爆発が発生する可能性は極めて小さくまた、溶融した炉心によるコンクリートの浸食量は、原子炉格納容器の下部コンクリート厚さに比べ十分に小さいと評価しております、との事です。

○よしまた委員

ぜひですね、(ことは)物理法則なんです。水に温度が高い物を落とせば、水蒸気爆発が起きるといのは物理法則なんです。

例えば労働衛生法ではどうなっているか。高温物質を水に落とすなどというのは、労働安全衛生規則でも許されていない。248 条から 255 条まで、水蒸気爆発を防ぐため、溶融高熱物に水が接しないように、あれこれ規則を定めています。格納容器の炉底に水を敷くなどというのは、これにも反する訳です。

東北電力が大丈夫だと主張している点で言うと、宮城県議会で、その論文のデータの適合性について問題になっていますから取り寄せて頂きたいと思います。

最後に、一般質問でも指摘しましたが、設置許可基準の策定には、原子力規制委員会の専門技術的裁量が認められています。従って、県は県の立場で県民の安全を守るために、そ

の裁量の度合いを見極める必要があると思っています。

原子力規制委員会が原子力施設の安全性の具体的水準を定めるにあたって、同委員会の専門技術的裁量が認められていることについて、県はどのような見解を持っているでしょうか。

○原子力安全対策課長

東京電力株式会社福島第1原子力発電所事故の教訓を踏まえ設置された原子力規制委員会は、原子力規制委員会設置法第1条において、原子力利用に関する政策に係る縦割り行政の弊害を除去し、並びに壱つの(一)行政組織が原子力利用の推進及び規制の両方の機能を担う事による生ずる問題を解消するため、原子力利用における事故の発生を常に想定し、その防止に最善かつ最大の努力をしなければならぬという認識に立って確立された国際的基準を踏まえて、原子力利用における安全の確保を図るため必要な政策を策定し又は実施する事業を一元的に司るとともに、その委員長及び委員が専門的知見に基づき中立公正的立場で、独立して職権を行使する原子力規制委員会を設置し、もって国民の生命健康及び財産の保護、環境の保全並びに我が国の安全保障に寄する事を目的とする旨規定されています。

県としては、原子力規制委員会は同法により、自らの使命を自覚し目的に沿って運営されるものと認識しています。

○よしまた委員

なので、それはそういう風にやっているんでしょう。同委員会には専門技術的裁量が認められている、という点について県はどう思っているのでしょうか。

○原子力安全対策課長

原子力施設の安全確保にあたっては、第一義的には事業者が責任を持って安全確保に取り組むとともに、法令に基づき安全規制を行っている国がその役割を果たしていくべきであると考えています。

○よしまた委員

そうなんですよ。

そうなんですけど、その国が規制を適合性審査をする原子力規制委員会には裁量が認められているという事に県の見解をうかがいましたが答弁ありませんでした。

裁量があるというのは当然の事なんです。ある科学的知見を技術的に応用する際に一定の裁量が委ねられているのは当然なんです。だから裁量がある事そのものを問題だとは思わないです。ただ裁量を持ってやってるんだから規制委員会が。ならば県は県の裁量で見極める必要があるんじゃないかという事を言っている訳です。

(危機管理局長は)一般質問の答弁で、いくつか前提を置いた上ですがこう言っています。「県民の安全・安心に重点を置いた対応を行う観点から、節目節目において、安全性をはじめとして総合的な視点により県内原子力施設にかかる検証を行っている」と答えています。

これはどこの機関でどういう具合に行われるのでしょうか。

○笹山危機管理局長参事

本会議で局長がご答弁いたしましたのは、節目節目に県内の原子力施設の安全性を始めとした総合的な視点により検証してきた。県自身が、委員ご指摘のところと重なりますけれども、県民の安心・安全に重点を置いた対応を行うという観点から行っているものでございます。

安全確保の基本と申しますのは先ほど原子力安全対策課長がお答えいたしました通り、第一義的には事業者が責任を負って取り組む、それで法令に基づいて一元的に安全規制を行っている国がその役割を果たしていくという事であると考えております。

○よしまた委員

その答弁は繰り返されているんですけど、聞いたのは県内原子力施設に係わる検証を行っている。今の答弁だと行って来たとおっしゃいました。過去形なのか、これからなのかはちょっと置いておきます。いずれに

してもそうやってやってきたという事でした。それはどこの機関でどういう具合で行われていたのか、あるいはいるのかという事です。

○危機管理局参事

ご答弁申し上げました、県の安全等の総合的な視点による検証と申しますのは、県自身が内部におきましてですね、そういう取り組みをしている。というところでございます。

○よしまた委員

そうですか。

県自身が内部で行っている。

どっかの機関でやっているという訳ではなくて全体としてやっているというようなイメージで捉えました。違っていたら言ってください。原子力懇話会の専門家会合という事では無いんですね。

○危機管理局参事

県内の原子力施設の総合的な視点による検証を行う際にはですね、今の青森県原子力政策懇話会でのご議論等も踏まえて行われていくという事になるかと思えます。

○よしまた委員

先のオフサイトセンター（についての本会議での答弁）じゃないんですけど、どうもよく分かりません。

ただ何となく県全体で検証をやるという事ではありましたので、そうするんですね。しかし闇雲に検証をする訳ではないと思うんです。「世界で最も厳しい規制基準」という前提をもつと、検証そのものが真摯なものにならないと思います。世界で最も厳しい規制基準に合格したらそれ以上の世界以上の基準を青森県が持てると思えないですから。そういう前提を持つと見誤ると思います。

検証の際には、規制基準のこの限界——ベントの事や水蒸気爆発の事は言いましたが、他にもいっぱいあります。とりわけ技術専門的裁量加わるといふ、この限界を踏まえて検証をされるように求めて終わりたいと思います。